

安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務
公募型プロポーザル審査要領

安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|------------|------|
| (1) 組織評価 | 25点 |
| (2) 提案内容評価 | 75点 |
| 計 | 100点 |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所(予定)

日時：令和4年6月27日(月)9:00から

場所：安芸市役所 第1、2会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者につき20分以内とする。なお、プレゼンテーションの時間以外に準備の時間を5分設ける。

イ それぞれのプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間設ける。

ウ 正式な日時、場所及び個別の開始予定時刻は、別途通知する。

(3) その他

ア 参加人数は3名までとする。

イ プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は各参加者が持参すること。

ウ 実施要領の「14 その他(5)」に該当する参加者は失格とし、プレゼンテーションを実施しない。

エ 審査委員会当日に、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

- (2) 各審査委員はプレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) 受託者の選定は、本要領に基づいて審査を行い、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において候補者1者及び次点者1者を選定する。
- (4) 審査は、審査項目ごとに企画提案書の提案内容とプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、審査委員が評価を行う。
- (5) 審査委員の各評価項目を合計した評価点が、審査委員から第1位の順位を最も多く獲得した順に、参加者の順位を決定する。

審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得したものを「次点者」として選定する。審査の結果、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得したもから順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。
- (6) 参加者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査委員全員の評価点の平均が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。
- (7) 審査結果等についての異議申立ては一切受け付けない。